

告 示

埼玉県告示第九百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和六年関東地方整備局告示第二百十三号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸四百三十二番地

三 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・五十四東武動物公園駅東口通り線

四 事業施行期間

令和六年八月六日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目地内

ロ 使用の部分

なし